

株式会社愛媛銀行

ひめぎんポジティブインパクトファイナンス

実施体制 定期レビュー

2026 年 6 月 30 日

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：田中 麻実

格付投資情報センター(R&I)は、愛媛銀行が 2026 年 5 月までに実施したポジティブインパクトファイナンス(PIF)の新規取り組み案件、PIF 実施先へのモニタリング実績、実施体制の見直し結果などの情報を閲覧し、担当者への質問を実施した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、愛媛銀行の実施体制の運用を確認し、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)のポジティブインパクト金融原則(PIF 原則)に適合していることを確認した。

1. 評価対象

(1) 経営戦略におけるサステナビリティ

愛媛銀行は愛媛県を主力営業基盤とする地域銀行。愛媛県内では貸出金や預金等のシェアで県内 2 位を維持しており、地域社会の金融インフラとしての役割を果たしている。経営理念の1つに「ふるさとの発展に役立つ銀行」を掲げ、創業以来、“助け合い”“協力し合い”等の「無尽」の精神に大切にしながら、地域金融機関としての社会的責任を果たすことを自らの使命としている。

経営理念の下、2021 年に「サステナビリティ方針」を掲げ、金融サービス業の本業においては「愛媛銀行 SDGs 宣言」を、社会貢献活動として「愛媛銀行 CSR 宣言」を、消費者志向経営の高度化に向けて「消費者志向自主宣言」をそれぞれ行っている。「愛媛銀行 SDGs 宣言」では「金融サービスやすべてのステークホルダーとの対話・連携を通じて、地域の共通価値創造、社会的課題の解決を目指す」とし、地方創生活動の方針として位置付けている。地域社会の持続的発展への貢献に加え、ふるさとの豊かな美しい自然を次世代へ引き継ぐことも大切な役割の一つと認識しており、金融サービスを通じた環境保全への取り組みも積極的に展開している。

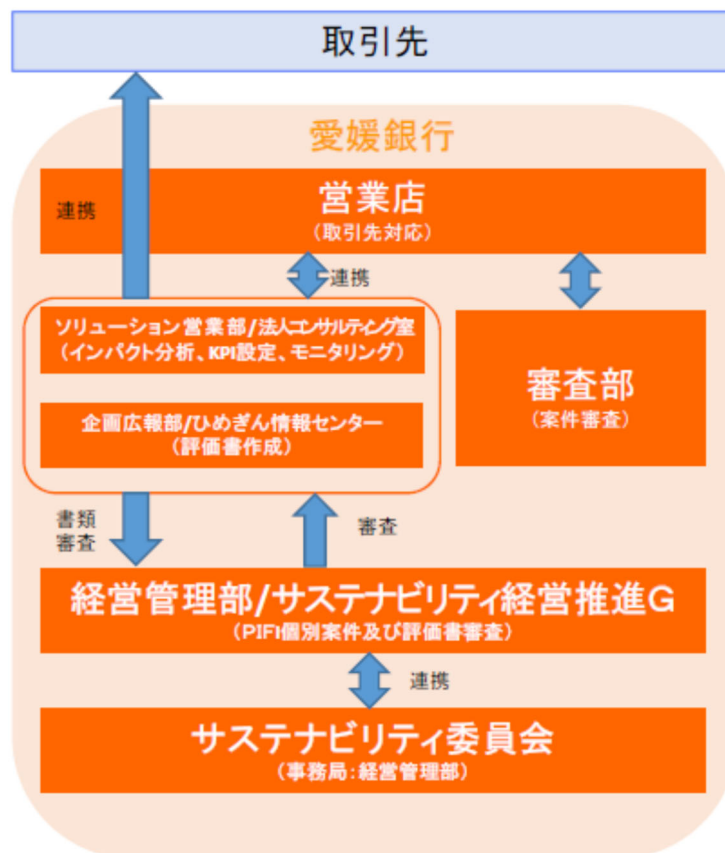
地域企業のサステナビリティ活動を支援する体制も強化している。2019 年から SDGs 私募債を取り扱っているほか、2022 年には自行で案件の採り上げ可否を判断する自行評価型サステナブルファイナンス商品「ひめぎんサステナブルローンフレームワーク」を策定しサービスを開始している(2025 年 3 月改定)。こうした取り組みを深化させ、地域におけるサステナビリティ向上の機運をさらに醸成すべく、2023 年にポジティブインパクトファイナンス(PIF)の実施体制を構築した。サステナブルファイナンスの裾野を広げ、より多くの取引先に対してビジネスと SDGs 達成の両立を伴走支援することで持続可能な地域社会の実現に貢献していく。

(2) インパクトファイナンスの業務管理体制

サステナビリティ担当役員を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、愛媛銀行サステナビリティに関する方針の策定や取り組み状況の進捗管理を実施する。委員会は定期的開催し、審議内容は常務会および取締役会へ報告する。同委員会の事務局は経営管理部が担い、具体的取り組みを組織横断的に推進する。

PIF の実施体制は以下の通りである。インパクト評価は通常の与信審査と切り離れた判断が必要となるため、審査所管部とは別ラインであるソリューション営業部が行う。評価書の作成は同部の評価内容を確認のうえ、企画広報部/ひめぎん情報センターが作成する。最終的には経営管理部/サステナビリティ経営推進グループがインパクト評価の結果および評価書の内容に関して審査を実施する。PIF 実行後の年次モニタリングはソリューション営業部およびひめぎん情報センターが営業店と連携し、取引先からの KPI 達成状況に関する資料徴求およびヒアリングを行い、進捗や次年度以降の方針について協議する。融資商品としての PIF の品質管理はソリューション営業部およびひめぎん情報センターが担う。

■実務体制図



[出所: 愛媛銀行]

(3) 業務プロセス

① インパクトの特定

インパクトの特定に先立ち、事業性評価の知見を生かして取引先の全体像を把握する。その際、環境・社会面に配慮した取り組みや経営戦略におけるサステナビリティの位置付けについても確認する。取引先の全体像に基づき、バリューチェーンの各段階におけるSDGs 諸課題へのプラス・マイナスの影響を洗い出し、取引先の事業活動が及ぼすインパクトを特定する。

特定したインパクトについて国際目線との整合性を確認するため、UNEP FI が提供する分析ツール「インパクトマッピング」を用いる。具体的には、「インパクトレーダー」が示す持続可能な開発の 3 つの側面（社会・環境・経済）を網羅する 22 のインパクトカテゴリ（次頁図参照）と国際標準分類（ISIC）等の業種の対応関係を調べ、取引先がインパクトを与えるカテゴリ（プラス／マイナス）、その度合い（大／小）、影響の内容を確認する。

取引先が活動する社会の要請を加味するため、バリューチェーン上のステークホルダーが属する国・地域におけるインパクトニーズを調べる。持続可能な開発ソリューションネットワーク（SDSN）が「持続可能なレポート」内で公表する各国の SDG ダッシュボード（次頁図参照）でインパクトニーズを確認する。取引先の活動が主に特定の地域を対象とする場合は、自治体が策定する各種計画等も参考にしてニーズの大きさを確認する。

■インパクトリーダー



[出所: UNEP FI]

■SDG ダッシュボード



[出所: SDSN]

② インパクトの評価

特定したインパクト領域において取引先の取り組みを促進し、進捗状況をモニタリングするための KPI (重要業績評価指標) と目標値を設定する。目標水準は、取引先のこれまでの事業活動や将来ビジョンのほか、業界基準や社会的に求められるレベル等を踏まえ、適切で意欲的になるよう設定する。

インパクト分析結果を取引先に共有し、インパクト領域や KPI、目標値の設定過程において認識をすり合わせる。「ポジティブインパクトの創出」と「ネガティブインパクトの低減」に資する KPI について協議し、可能な限り定量的な KPI の設定を検討する。

最終的に愛媛銀行のサステナビリティ方針と照らし、インパクト領域と KPI を決定する。

③ モニタリング

KPI の実績を確認するため少なくとも年に 1 回取引先との面談の場を設け、達成状況をモニタリングする。達成・未達の要因を分析し、必要に応じて KPI の見直しを検討する。取引先の進捗を踏まえ、目標達成に向けた具体的取り組みを検討し、継続的に支援する。

2. 適合性の評価

愛媛銀行は前項に示したインパクトファイナンスの業務管理体制や業務プロセスを事務手順書として文書化(非公開)している。2026 年 5 月までに実施したポジティブインパクトファイナンス(PIF)の新規取り組み案件の資料、PIF 実施先へのモニタリング実績、実施体制の見直し結果、同行のウェブサイト等を確認した。R&I はこれらの情報と手続きの範囲において、実施体制が PIF 原則の 4 つの事項それぞれについて運用されていることを確認した。PIF 原則に関しては UNEP FI が公表している関連文書やツールを適宜参照している。原則と主な確認事項は以下の通り。

原則1 定義

ポジティブインパクト金融はポジティブインパクト・ビジネスのための金融である。

持続可能な開発の 3 つの側面(経済、環境、社会)のいずれにおいても潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの 1 つの面でプラスの貢献をもたらすこと。

ポジティブインパクト金融はこのような持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標(SDGs)における資金面での課題に対する直接的な対応策の 1 つとなる。

- 実施体制において SDGs の達成と企業収益の向上を両立するビジネスモデル(ポジティブインパクト・ビジネス)に対して融資する意図を確認している。
- インパクトの特定にはインパクトレーダーを活用する。インパクトレーダーは、持続可能な開発において特定の部分にフォーカスする施策よりも全体をとらえる施策(holistic approach)が有効であるとするポジティブインパクトファイナンスの考え方に基づき開発されたツールである。愛媛銀行はバリューチェーン分析の結果をインパクトレーダーと突合し、取引先の事業活動がもたらすプラス・マイナスの影響を全体的に把握する。この分析に基づいて SDGs 達成に向けた目標設定を行うプロセスをとっており、PIF の定義に合った業務内容となっている。
- PIF の実行に際してポジティブインパクトの創出とネガティブインパクトの低減に資する KPI の設定について取引先と協議し、達成に向けた具体的取り組みを検討した上でインパクト評価を決定する運営となっている。

原則2 枠組み

ポジティブインパクト金融を実行するには、事業主体(金融機関または非金融機関)がそれらの事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは投融資先の事業主体から生じるポジティブインパクトを特定してモニタリングするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。

- インパクトの特定には、上述の通り UNEP FI が提供する「インパクトマッピング」「インパクトレーダー」を活用し、国際的な見方との整合性をとる。インパクトニーズは SDG ダッシュボード等のツールを活用して的確に把握する。
- 個別案件ごとにインパクトニーズと現状のギャップを評価して KPI・目標を設定することとしている。PIF を含む個別融資案件の取り扱いにおいては、環境や社会に影響を与える可能性の高いセクター・事業に対する融資方針などを確認している。
- 愛媛銀行のサステナビリティ方針と合致するインパクトを特定した上で KPI と目標値を設定し、達成状況をモニタリングするプロセスがある(原則 4 参照)。
- インパクト分析は、ソリューション営業部が実施する。同チームには、SLL を含むサステナブルファイナンス商品の開発・運用に携わる人員を配置している。ソリューション営業部に加え、ひめぎん情報センターも「ひめぎんサステナブルローン」の運用や評価で関与している。同ローンの担当者がポジティブインパクトの業務も担うことで、PIF の KPI 設定時には SLL の野心性の考え方などを生かす。業務経験や専門性を生かして取引先の包括的なインパクト分析を行う体制を構築しており、これまでに 7 件の PIF 案件でインパクト分析を実施している。
- ソリューション営業部はインパクト分析の業務プロセスを示した事務手順書を策定し、分析ツールの活用方法や評価上の留意点を明文化することで業務の一貫性を確保する。営業店と連携した案件推進により、行内での知見・ノウハウの共有を促進するとともに多様な顧客ニーズに触れることで商品としての品質向上を図る。
- 融資業務全体としては、営業店、ソリューション営業部、ひめぎん情報センター、サステナビリティ委員会の事務局である経営管理部の連携により、既存業務の枠組みの中で PIF を効率的に運用する。ただしインパクト評価の判断に他の業務の影響が及ぶことを最小限に抑えるため、インパクト評価の決裁は通常の与信審査と切り離す運用としている。
- PIF の実施体制について実行時のインパクト評価、モニタリングの実施状況が適切であること等について確認し、必要に応じて内容を更新する。

原則3 透明性

ポジティブインパクト金融の事業主体(金融機関または非金融機関)は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。

- ポジティブインパクトとして資金調達した事業活動、プロジェクト、プログラムあるいは投融資先において意図したポジティブインパクトについて(原則 1 に関連)
 - 適格性を判断し、影響をモニタリングし検証するために確立されたプロセスについて(原則 2 に関連)
 - 資金調達した活動、プロジェクト、プログラムあるいは事業主体が達成したインパクトについて(原則 4 に関連)。
- 愛媛銀行はインパクト分析の結果を評価書として取引先に提供するとともに、取引先が合意できる範囲において評価書の内容を公表する。評価の実施状況については原則独立した評価機関によるレビューを受け、そ

の結果を PIF の実施概要とともに公表する。

- PIF の体制と業務プロセスに関しては R&I が独立した評価を実施し、それらの概要と評価結果を本オピニオンとして公表する。
- インパクトの達成状況を把握できるよう KPI については定量目標の設定に努める。愛媛銀行は取引先に対し可能な限り KPI の達成状況の開示を求めている。2026 年 5 月までに実施したモニタリングの結果は、取引先に愛媛銀行のウェブサイト上で公表している。

原則4 評価

事業主体（金融機関または非金融機関）が提供するポジティブインパクト金融は意図するインパクトの実現度合いによって評価されなければならない。

- 愛媛銀行はインパクト領域毎に設定した KPI の達成状況を共有すべく取引先との面談を少なくとも年に 1 回実施する。実績を踏まえ必要に応じて目標の変更を検討するとともに、目標達成に必要なノウハウの提供やビジネスマッチングの提案等を通じて取引先のインパクト実現を支援する。
- 地域金融の事業特性や愛媛銀行のサステナビリティへの取り組み姿勢を踏まえると、継続的に取引先の事業変化を支援するような融資が多くなることが想定される。このような場合、個別融資の実行による追加的な効果を測ることは難しい。愛媛銀行はインパクトを決定する際に、取引先の将来ビジョン等を勘案した意欲的な KPI の設定も検討することとし、可能な限り追加性を意識できる業務プロセス定めている。
- 今次定期レビューにおいて、愛媛銀行が顧客との面談による現状の認識共有、目標達成に向けた伴走支援を適切に実施していることを確認した。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。